

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 社会との絆・つながりが薄くなったことにより不安を抱える女性や支援が届いていない女性に対し、NPO法人等団体の知見を活用し、訪問相談、居場所の提供及び生理用品の提供等、きめ細かな支援を実施する。 本事業の実施にあたっては、支援を必要とする幅広い層の女性のニーズを把握し、相談対応するための高い専門性やノウハウが求められる。また各種の支援を県内全域で実施するもので、そのためには、地域で孤独・孤立対策、困窮者支援等に取り組んでいる多くのNPO法人等団体の協力を得る必要がある。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 特定非営利活動法人ぎふNPOセンターは、県内唯一の県下全域を対象とするNPO支援センターであり、県内NPO等団体の中間支援組織として中心的な役割を果たしている団体である。 また、平成18年度から「ぎふNPO・生涯学習プラザ」運営業務を受託し、本事業で実施する相談業務の実施を通じて、県内NPO法人等団体の活動内容を十分に把握しているほか、県下全域を網羅する孤独・孤立支援、生活困窮者支援に取り組んでいる団体等と強固なネットワークを有し、協力関係を構築している。 さらに、当該法人は本委託事業を令和3年度から受託し、受託者として委託業務を確実に履行していることから、事業の効果的かつ効率的な実施が期待できるのは当該法人のみである。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。